

令和3年第12回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年12月6日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時 6分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
13番 河野 信義 14番 谷口 憲

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
技 師 森下 まゆ

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 特定農地の貸付けの承認申請について

- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について
- (7) 広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (7) 農地転用（農業用施設）届出の専決処理について

・その他

- (1) 農業委員・推進委員の募集について
- (2) 生産緑地地区の都市計画決定について
- (3) 広島市農業委員会研修会の開催について
- (4) 広島市農業振興センター研修生の募集について
- (5) 航空法の改正による無人航空機の登録の義務化について
- (6) 令和3年度第5回地区協議会の日程等について
- (7) 令和3年12月の現地調査日程について
- (8) 個人情報の適正な取り扱いの徹底について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和３年第１２回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐北区白木地区志屋の堀田推進委員、よろしくお願いいたします。

本日の欠席者はありません。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

１３番、河野信義委員、１４番、谷口委員にお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第１号、「農地法第３条の規定による許可申請」について１４件を上程します。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請１４件について説明します。

議案の３ページから５ページをご覧ください。

１番、３番、４番、及び６番から１４番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

なお、７番の案件の譲受人は、議案第３号の４番の譲受人の兄であり、本件農地を兄が、本件農地に隣接する住宅を弟が購入し、農地の耕作は兄弟が共同で行うとのこと。

２番は、生前贈与により、母から子へ農地を譲り渡すものです。

５番は、農地を譲り受け、新規に就農するものです。柿、梅を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長（福島会長）

議案第１号について、担当委員の意見を伺います

１番、山本委員。

山本委員

４番の山本です。１番につきご報告いたします。

1 1 月 1 6 日に事務局の方と現地を確認いたしました。鍛冶山委員は別日に確認いただいております。高齢で後継者のいない譲渡人から自宅隣地の農地を購入する案件です。現地は果樹を栽培、一部保全管理されており、適切に管理されておりました。問題ないと思います。

議 長

2 番、3 番、梶山委員。

梶山委員

6 番の梶山です。

1 1 月 1 8 日に伊藤委員と事務局職員と現地調査をいたしました。

2 番については整然と管理されており、スムーズにお子さんに贈与されるものと思います。

3 番につきましては、申請地は譲受人の自宅付近にあり、以前から購入希望であったところ、今回成立したということです。

議 長

4 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。

1 1 月 1 8 日に梶山委員と事務局職員 2 名と現地の調査を行いました。

申請地は譲受人の居所に隣接し、きちんと耕作されており、また経営規模拡大ということで問題ないと思います。

議 長

5 番、沼田委員。

沼田委員

1 1 番の沼田です。

1 1 月 1 7 日に事務局職員と現地を確認させていただきました。

譲受人は、耕作放棄地になっていた申請地に一生懸命果樹を植えておられました。大変鳥獣害が多い所で苦労されているようです。問題はないと思われます。

議 長

6 番、7 番、谷口委員。

谷口委員

1 4 番の谷口です。

1 1 月 1 7 日に河野信義委員、事務局職員とで現地の調査をいたしました。

6 番の案件についてですが、譲渡人と譲受人はご兄妹で、これまでずっと管理をされてきましたが、通いで管理がなかなか難しくなったということで、兄の譲受人へ譲られるもので、問題はないと思います。

7 番の案件につきましては、先ほど事務局の方から説明がありました通り、弟さんが現在徳島県にいますが、広島に帰ってこられ、ご兄弟で経営規模拡大を図りたいということで取得されるもので、異議はありません。

議 長

8 番、河野信義委員。

河野信義委員

1 3 番の河野です。

この案件につきましては、1 1 月 1 7 日に谷口委員、それから事務局職員と現地を確認しております。

譲受人が経営規模拡大のため取得するもので、問題はありません。

議 長

9 番から 1 2 番、吉田委員。

吉田委員

1 7 番の吉田です。

9 番から 1 2 番の現地調査を 1 1 月 1 8 日、児玉委員と事務局 2 名の方で行いました。

9 番の案件ですが、亡譲渡人の相続財産管理人から経営規模拡大のため譲り受けるもので問題ありません。

次に 1 0 番ですが、譲受人は近年果樹栽培を手掛けており、この度規模拡大のため耕作困難となった申請地を求めたもので、とても良いことで異議ありません。

1 1 番ですが、譲受人の自宅裏の畑 2 8 8 m²を不在地主である譲渡人が贈与するというもので、問題ありません。

1 2 番の案件ですが、譲渡人は不在地主で、農業経営を希望しないとのことで、また譲受人は申請地が自宅のそばであることから、取得されるもので、異議はありません。

議 長

1 3 番、1 4 番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。

13番、14番は関連案件なので、順を追ってお伝えします。

譲渡人は遠方におり、13番の土地の持分3分の1、14番は譲渡人単独での所有ですが、これを姉から弟である譲受人に贈与するもので、花木、柿等が植えられており、問題ないと思います。

議長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、14件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請」について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。

議案の6ページをご覧ください。

1番は農地改良を目的とした一時転用案件です。道路より1.2m低い窪地を道路の高さまで埋め土し、工事完了後は畑として野菜・果樹等の作付けを行うものです。

工事期間は許可の日から令和3年12月25日までとなっております。

本件申請は、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

1 番は、11月17日に事務局職員2名と現地調査を行いました。現地は、道路と民家の塀に挟まれた窪地であり、道路より1、2メートル下で水はけの悪い沼地の状態となっており、耕作することは困難な状況でした。

申請地を嵩上げして、野菜、花及び果樹等の栽培をするもので、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請」について8件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の8件について、説明いたします。

議案の7ページ、8ページをご覧ください。

1番は雑種地への転用事案で、運送業を営む譲受人が、申請地を借り受け、駐車場として利用するものです。

2番、3番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。譲受人はいずれも県外事業者ですが、機器のメンテナンスは親会社の広島支店が行うこととしています。

4番は宅地への転用事案で、譲受人は、先ほどご説明したとおり、議案第1号の7番の譲受人の弟ですが、申請地を譲り受け、同時に取得する宅地と一体で倉庫、ガレージ及び簡易庭園として利用するものです。

5番から7番は雑種地への転用事案で、建設業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場として利用しようとするものです。なお転用に必要な造成工事を行う上での機材及び車両の搬入等に幅員が十分でない道路を経由する必要がある、本件工事については近隣住民及び耕作者へ十分な説明及び理解が必要である旨、代理人を通じて譲受人に指導しています。

8番は公衆用道路への転用事案で、申請地を譲り受け、沿設する林道と一体で道路幅員の拡張を行うものです。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番、4番及び8番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするものですが、1番の申請地については本市が施行した、主要地方道広島豊平線道路改良工事の際に、本市が資材置場等で借り上げていたもので、本事業完了時に農地復元が不要との譲渡人の回答があり、現状での返還をしたものであるため、申請書には始末書の添付を求めています。その他の案件については申請書に始末書又は経緯書を添付させています。

5番から7番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

5番から7番については、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、12月17日（金）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。なお本件は宅地造成等規制法の許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、梶山委員。

梶山委員

6番の梶山です。

11月18日に事務局職員と現地調査をいたしました。先ほどの事務局からの説明のように既に雑種地に変更になっております。周辺には農地はなく、特に問題はありません。

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

2番の案件は、11月17日に事務局職員2名と現地確認をしています。今年の秋まで耕作されていた農地ですが、高齢で今後農地の管理が出来ないとい

うことで、太陽光パネルの設置をされるということです。周辺農地への影響もないので、問題はないと思います。

議 長

3 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

3 番は、11月17日に事務局職員2名と現地の調査を行っております。現地は休耕となっております。隣接地は他の業者が太陽光発電を設置し稼働中であり、譲受人の法人が行う太陽光発電設備の設置場所として最適と思われます。譲渡人は地区外に居住しており、農業経験もなく、農地として利用を継続することが困難であることから、太陽光発電設備用地として譲渡する申請です。設置することによる近隣への影響はなく、問題はありません。

議 長

4 番から 7 番、谷口委員。

谷口委員

14 番の谷口です。

11月17日に事務局職員と現地調査を行いました。

4 番の案件についてですが、譲受人は先ほど議案第1号の7番の譲受人の兄弟で、住所が徳島県となっておりますが、広島に帰って来ることが決まっており、同じ時期に取得される宅地に隣接する申請地を取得し、倉庫、ガレージ等にするもので、異議はありません。

5 番、6 番、7 番についてですが、先ほど事務局から説明があった通り、譲渡人3名の方はいずれも高齢で、申請地や所有されている農地を耕作される意思もなく、休耕状態が20年以上続いています。譲受人の法人は資材置場として取得するもので、周囲への影響は無いものと思われ、異議はありません。

議 長

8 番、児玉委員。

児玉委員

19 番の児玉です。

11月18日に事務局職員2名と現地確認をしました。現地は公衆用道路となっております、その所有権移転の申請です。別に問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番から4番、8番の5件を許可することに決定いたします。

5番から7番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、「特定農地の貸付けの承認申請」について2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第4号、特定農地貸付けの承認申請について、説明します。

議案の9ページをご覧ください。

令和3年11月15日付けで、特定農地貸付けの承認申請がありました。

これは、特定農地貸付けにより申請者が市民菜園を開園するものであり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員会に承認を求めることとなっているため、承認申請があったものです。

承認にあたり審査を行う点は、4点あります。

第1点が、申請地が適切な位置及び妥当な規模であること。

第2点が、募集及び選考の方法が公平かつ適正であること。

第3点が、適正かつ円滑な利用を確保する方法であること。

第4点が、申請地が所有権以外の権原に基づいて耕作されていないこと。

となっております。

申請概要は、議案に記載しているとおりです。

議案番号1番および2番の申請地は、11月15日付で、広島市との間で貸付協定を締結しており、令和4年4月1日に開園予定の市民菜園用地です。

第1点目、位置及び規模については、集団優良農地を分断することなく、利用者の数等からみて、適切であり、第2点目、募集及び選考方法については、広島市広報紙「市民と市政」2月1日号に掲載するほか、ホームページ等により一般公募し、申し込みの受付及び利用者の選考は、1番については、(公財)広島市農林水産振興センター、2番については、エコ果樹菜園で行うこととなっており、公平かつ適正であり、第3点目、申請者は申請用地の所有権を有しており、貸付け条件も違法不当でなく、適正かつ円滑な利用を確保する方法となっており、第4点目、申請地は、所有権以外

の権原に基づいて耕作されておらず、4つの要件を満たしています。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、鍛冶山委員。

鍛冶山正照委員

2番の鍛冶山です。

11月24日、岩田推進委員にも来ていただき、また、事務局2名と現地調査をしました。観音の約3反くらいある素晴らしい農地で、そのうちの664㎡を貸し農園として、44区画作るというものです。周りへの影響もありませんし、また、承認にあたり行う審査の4点全てをクリアしておりますので問題ないと思います。

議 長

2番、河野芳徳委員。

河野芳徳委員

15番の河野です。

11月19日に事務局2名と現地調査を行いました。ちょうど当日は申請人が草刈りの最中であり、調査に行った時点では、大体3分の2くらいは草刈りが完了した状態でした。

後日12月1日に、地元の植野推進委員と同行して、再度確認に行きましたら草刈りはきれいに完了しており、市民菜園を事務局の説明通り、来年4月から開園の予定です。問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第5号、「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取」につい

て、3件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の、3件について説明します。

令和3年11月17日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。

となっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の10ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、11ページから25ページをご覧ください。

1番の申請者は、肉用牛の肥育農家で、現在、肥育素牛の殆どを導入しているが、素牛価格の高騰により導入費がかさんでおり、今後も引き続き市内産和牛の積極的導入や、受精卵産子を増頭することにより、経費削減に努める予定です。また、引き続き臨時雇用を活用することにより月2日の休日を確保し、飼料給与量を増やすことにより枝肉重量平均を500kgにするとともに、適正な飼養管理により上物率を高め、枝肉単価平均を上げ、年間労働時間1,900時間、年間総所得775万円を目指す計画を立て、申請するものです。

2番の申請者は、肉用牛の繁殖・肥育農家で、現在は繁殖雌牛を増頭し、肥育素牛をすべて自家産子牛でまかなっており、今後は、頭数を維持し、遺伝子検査結果に基づいた性判別精液を使用することで、より能力の高い子牛を効率的に生産し、繁殖雌牛の改良および肥育牛の肉質向上を図る予定です。

また、今後も引き続きパソコン簿記による適切な経営管理を行い、定期的な代謝プロファイルテストにより、飼養環境を向上させ枝肉重量を増加させることで販売価格の安定化を図り、作業内容の省力化や家族内での交代制により月2日の休日を確保し、年間労働時間1,900時間、年間総所得593万円を目指す計画を立て、申請するものです。

3番の申請者は、肉用牛の繁殖・肥育農家で、現在、肥育素牛を市場から導入し、粗飼料については輸入品または国内産のものを購入しているが、素牛価格や購入粗飼

料価格の高騰により経費がかさんでいる状況です。

今後は、繁殖雌牛を増頭することで、肥育素牛に占める自家産黒毛和種の割合を増やし、飼料についても地元農家の稲わらを飼料として有効活用し、購入粗飼料を減らし、経費の削減を図る予定です。また、現在行っているパソコン簿記を用いた経営管理や、家族交代制による月2日の休日を確保することで、1人当たりの年間労働時間1,800時間、年間総所得690万円を目指す計画を立て、申請するものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号の3件について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。1番、2番、堀田推進委員。

堀田推進委員

安佐北区白木地区を担当しています堀田です。総会への出席は本日初めてです。よろしくお願いいたします。

1番、2番について、岩重農業委員と、11月29日にそれぞれ訪問し、申請者から話を伺いました。その内容を報告したいと思います。

1番の申請者は、平成9年9月に脱サラをし、和牛肥育農家として就農して以来24年間、今まで事故もなく、農業経営を続けています。

現在の経営は奥さんと二人で行っており、いつも夫婦仲良く作業をされています。

経営の内容は、生後8か月齢から10か月齢の子牛を家畜市場から購入しており、1回に5、6頭を購入されています。肥育牛舎の一枠が大体6頭肥育できるように、牛舎を設計されています。そういう理由で、1回に5、6頭購入し、約20ヶ月間肥育をし、体重800キロ程度で、食肉市場へ出荷をしています。現在の状況は、この800キロから枝肉重量は480キロ程度なので。申請者としては、枝肉重量を500キロに増やすとともに、肉質の向上を図り、枝肉単価の向上を目指して頑張っています。

現在、子牛の価格が非常に高騰しているので、経産牛を導入して、子牛の生産も行っており、母牛が2頭ほど飼養されていました。そのうちの1頭が子牛を産み、生後1か月齢の子牛の世話を一生懸命されていました。

問題点としては、牛舎が建築後約30年程度経過しており、今後修繕箇所が出てくるのが想定されるので、これから経費の削減を図っていかなければならないということを、申請者も心得ていました。

また、堆肥の販売先については、地域の野菜農家へ販売しているとのことでした。

今回の農業経営改善計画の更新については、問題はなく、これからも地域で応援していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2番ですが、申請者は平成20年に脱サラをし、和牛肥育農家として就農され、現在13年を経っており、この申請者も経営は夫婦二人でされ

ています。

申請者は、現在、子牛の繁殖から肥育まで自分のところで行う一貫経営で肥育素牛は全て自家産です。申請者は人口受精師の資格を取得しており、種付けは申請者自身がしています。現在は経産牛、母牛ですが、これが35頭、肥育牛が50頭、子牛が15頭程度飼養されており、年間大体26頭を出荷目標としているとのことでした。母牛は、母牛専用の牛舎で飼養し、病気等に感染しないよう非常に気を使っており、母牛については、事故が多いのでテレビカメラの導入をし、常時牛舎の確認を行っているという状況でした。

申請者は、粗飼料、稲わらですが、秋口にサイレージを作っており、安芸高田市の方まで出向いて、稲作農家から稲わらを仕入れてサイレージを作っています。このサイレージの時期は、奥さんが一人で牛舎を管理するようなので、奥さんに非常に負担をかけており、心配されていました。堆肥の販売先は、安佐北区白木町の大きな農園を主な販売先として、堆肥の販売を行っています。

申請者は非常に好青年であり、立派な経営をされており、今後とも地元として応援をしていきたいと思っています。今回の農業経営改善計画の更新については、問題はありません。

議 長

堀田推進委員からご意見をいただきました。岩重委員、この他何かご意見はありませんか。

岩重委員

8番の岩重です。

1番の申請者は、肉牛を生産されて、年間約60頭を目標に安定された出荷をされています。またその中には、JA広島市が「白木和牛」として販売する和牛の肥育もされているということでした。

2番の申請者は、肥育の素牛を自家産の子牛で賄う繁殖から肥育の一貫経営をされています。それによってそれぞれの牛の性格や特徴を細かく把握されて、どの牛もストレスが少ない状態で育ち、品質の良い肥育牛が出荷できる、と言われていました。

お二方とも牛糞堆肥を生産されて、主に白木町内の野菜農家へ販売されて、農家の土づくりも支えています。

地元として今後も応援をしっかりとしていきたいと思っております。この農業経営改善計画書について問題はないと思います。

議 長

3番は小林推進委員ですが、本日は欠席ですので、吉田委員をお願いします。

吉田委員

17番、吉田です。

小林推進委員は、今日欠席ですので私が説明します。

11月22日に今回の農業経営改善計画について話を聞くため訪問したい旨の絡をすると、申請者は畜舎で機械作業中に事故があり自宅で療養中とのことでした。それで、電話で少し話を伺いました。農業経営改善計画は申請の通り繁殖牛を少し増やしているところで、計画通り進行しているということでした。

申請者は長男と一緒に経営されているので、同日長男に話を聞くため畜舎を訪ねました。

申請者の長男は粗飼料や原油価格の高騰により経費が嵩むということ、心配されていました。今後は地元の米農家から飼料としての稲わらを増やしたい意向でした。それに伴い、中型のロールベアラーを導入する計画で、怪我で療養されている申請者の回復を心待ちにしているということでした。

現在、肥育牛は780キロ程度なので、今後は、それ以上を目標に肥育したいということでした。

今回の農業経営改善計画の更新については問題なく、今後も応援していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を「意見なし」と市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第6号、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について」について、171件を上程します。

事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、「農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない」と認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又

は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の26ページをご覧ください。今回、1番から5番で上程している合計171筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木(ぞうき)、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、2番、沖田委員。

沖田委員

12番の沖田です。

この秋農作業で忙しくて現地調査する時間がありませんでしたので、航空写真で確認しました。下土井推進委員は実際に現地に足を運んで確認されています。議案のとおり現況山林又は原野と認めます。

議 長

3番から5番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

3、4、5番は一括して申し上げます。事務局から8月末だったと思いますが、3番の湯来町大字和田地区が70筆、4番の麦谷地区が143筆、下地区が142、合計355筆ですが、それが対象地でございまして、調査依頼がきました。その対象地、355筆を9月15日、26日、10月1日、3日と4日間で地域の地元林谷推進委員と調査を行いました。そのうち農地、境界、地積が複雑で公図を必要とする場所が30筆ありまして、事務局にその依頼をお願いしております。

本日意見を述べるのは、26ページの3、4、5番、33筆と68筆と52筆が153筆ですが、それを全体の355から153は43%ですね、事務局から依頼があった43%が本日農地あるいは山林と認められるところでございまして、29ページから35ページが私のところの3、4、5ですが、42, 968. 22㎡ですね、これを原野あるいは山林と判断いたしました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の171件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第7号の専決処理について、112件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第7号までの専決処理について、説明します。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（36ページから38ページ）の20件、及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（39ページから47ページ）の49件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号 非農地証明申請（48ページ）の3件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（49ページから51ページ）の29件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号 農地転用届出撤回（52ページ）の2件、報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認（53ページ、54ページ）の8件、及び報告第7号 農地転用（農業用施設）届出（55ページ）の1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第7号について、何か質問がございいますか。

(委員：質問あり)

伊藤委員

7 番の伊藤です。

49 ページの下から 2 行目の「耕作権の相続」これは具体的には何を、どういった権利ですか。

事務局（平木主幹）

この耕作権というのは、この土地については賃借権が設定してある農地で、その賃借権である耕作権を相続したということです。

よろしいでしょうか。

伊藤委員

こういう場合は具体的に賃借権と書かないのですか。申請するときは。

事務局（平木主幹）

今回、耕作権と表記しましたが、今後は分かりやすいように二段書きなどで賃借権も表記します。件数としては、あまりございません。

伊藤委員

ありがとうございます。別に他意はありません。

議 長

その他ありますか。

佐藤委員

議案の第 2 号で「農地造成を一時転用」として議案を上程されていますが、私が今まで認識しているのは、活力生の土地は全部客土していきますよね。造成というか。これは一定の高さの基準があって、その基準に該当するものは申請しないといけないのですか。

議 長

事務局どうでしょうか。

佐藤委員

ちなみに、農業委員を今までさせていただいた中で、本件が初めてのような気がするのですが。と申しますのも、活力生の就農地に関する客土については、長いことやってきて、多分 1 度も申請をしていないと思うのですが。本件のように、埋立 1.2 m という数字が申請しなければいけない基準に該当するのか、教えていただけますでしょうか。

事務局（平木主幹）

活力生の場合で客土をするのも農地造成なので、その期間は農地として利用できないため、厳密に言えば客土の量にかかわらず一時転用となりますが、基準等も併せて調べて、来月の総会で説明をさせていただきます。

議 長

そういうことであれば、調査の上、次回の総会で説明をお願いします。
その他、質問等はございますでしょうか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の、「広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認」について、議案第7号として上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

議事日程5の広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について説明します。

令和3年8月28日に、伊崎 嘉己推進委員が死亡されたことにより退職されました。その後、10月中旬から11月中旬の約1か月間、欠員募集を行いました。

それでは、お手元にお配りしています議案第7号の1ページをご覧ください。

候補者の詳細については、2ページの候補者一覧をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の申込状況について、欠員募集人数1人に対し、1人の申込がありました。

11月26日に（広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱に基づく）選考委員会による面接を実施し、農地利用最適化推進委員の候補者として藤岡 徳雄さんを選考したものです。

なお、議案第7号は個人情報が含まれていますので、総会終了後に回収させていただきます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

ご意見がないようでございますので、藤岡 徳雄候補者を農地利用最適化推進委員として承認することとし、案のとおり決定することとしてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、そのように決定させていただきます。
続きまして、議事日程6の、「その他」事項に入ります。
事務局から報告をお願いします。

事務局（平木主幹）

農業委員・推進委員の募集につきまして、ご説明させていただきます。本日お配りしております資料の1ページをご覧ください。1ページは農業委員の募集についてまとめたものでございます。初めに1番として農業委員の募集人数、任期等についてです。

(1) 募集人数は19人です。要件は、原則として認定農業者が農業委員の過半数を占めること、②農業委員会の事務に関して利害関係を有しない者が含まれること、③年齢・性別のバランスに配慮すること。農業委員会等に関する法律にはこういったことが謳われておりますので、これらを踏まえて募集することとなります。

続いて、任期ですが、来年6月17日から3年間となります。

資料の下の方の3番に移ります。農業委員の選任の流れです。図に示しておりますように、募集の申し込みは団体及び個人による推薦、自らの応募の方法があります。それから市長の選考、議会の同意を経まして市長が任命するという流れになります。募集期間ですが、募集期間は今年12月14日（火）から来年の1月14日（金）までとなります。12月14日から1月14日まで32日間ありますが、年末年始を除きますと26日間ということになります。12月14日には委員の皆さんのお手元に募集案内が届くようにしたいと思います。

続きまして、2ページをご覧ください。2ページは推進委員の募集の概要についてです。まず募集人数ですが、募集人数は42人です。募集地区は資料のとおりで、第1地区から第10地区まで、それぞれ定数を定めています。

続いて3ページをご覧ください。3ページは推進委員の選任の流れです。農業委員と同じように団体及び個人による推薦、自らの応募の方法があります。募集締め切り後、農業委員会での選考を経まして農業委員会総会で決定をし、農業委員会会長が委嘱をするというといった流れになります。募集期間は農業委員と同じく、12月14日（火）から来年の1月14日（火）までとなります。資料の下の方に参考として書いてありますが、農業委員、推進委員共通でございます。まず1番の募集案内についてですが、募集案内は12月14日から広島市の農政課、農業委員会事務局、各区役所・各出張所に備え付けるようにしたいと思います。それから、広島市ホームページからも募集案内はダウンロードできます。

2番の広報についてですが、広報は広島市のホームページに掲載をします。また、広島市の広報誌「市民と市政」の1月1日号に掲載されます。それから、農業委員会だよりも募集案内の記事を掲載し、年明けに生産区長経由で各農家に配布するようにはしております。募集案内ができましたら、農業委員、推進委員全員に募集案内をそ

れぞれ1部ずつ郵送することにしております。また、地区協議会会長には、定数に若干増やして送ることにしていきますので、よろしくお願いします。以上です。

事務局（有馬主査）

生産緑地地区の都市計画決定について、説明します。

配布資料の4ページ、資料2をご覧ください。

これは、今年の総会でもご説明しました「生産緑地地区の指定に係る事務の流れ」です。農家からの申請を受け、案の作成、縦覧等の手続きを経て、11月30日に都市計画審議会承認され、今日1日付で生産緑地地区が都市計画決定されたところです。

指定された一覧は次ページのとおりで。今年度指定された地区は15地区、面積は約2.2ha（22,000㎡弱）となっています。参考に、昨年度の指定は32地区、面積は約5.8ha（58,000㎡弱）でした。

なお、この一覧表は今後事務を推進していくうえで必要であることから、委員の皆様にお配りするものですが、個人に関する情報が含まれていますので、取扱いには十分注意して（私的な使用は控えて）いただくようお願いします。

推進委員には、1月の地区協議会で配布することとしています。

続きまして、広島市農業委員会研修会の開催について説明いたします。配布資料の6ページ、資料3をご覧ください。

研修会は農業委員、推進委員合同で行い、期日は来年、令和4年1月5日（水）に開催します。当日は総会を13時30分から14時45分の予定で、ここ第4・5会議室で行い、総会終了後、15時から16時30分までの予定で東区役所5階の講堂で研修会を開催します。内容は「農地の多様な利活用の推進」についてということで計画をしております。

なお、通常なら、研修会終了後、懇親会を行っておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、残念ではありますが、中止とさせていただきたいと思っております。

森下技師

続きまして、広島市農業振興センター研修生の募集についてです。配布資料とは別紙のカラー刷りの別紙をご覧ください。

令和4年度農業研修生募集のチラシを振興センターからいただきましたので提供しております。11月の地区協議会の時にもお話しがあったと思うのですが、今年は募集期間が12月1日（水）から来年の1月31日（月）の期間となっております。

裏面を見ていただきますと、「スローライフで夢づくり」新規就農者育成研修、こちらが月曜、金曜日の9時～3時で、農地を持ってない方向けで新規就農されたい方の研修です。

続きまして、「ふるさと帰農者」支援研修、こちらも月曜日、金曜日の9時～12時

の時間になっています。こちらは農地をお持ちの方向けの研修です。

右の“チャレンジ”女性農業者育成研修、こちらが水曜日の9時～12時週1回、女性の方向けの研修となっております。

1月31日までの募集ですので、委員さんには1人1枚チラシを配っているのですが、もしご紹介したい方がいらっしゃいましたら、こちらのチラシと募集案内を置いておりますので、持って帰っていただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、配布資料に戻っていただいて、7ページ、国土交通省と下を書いてあります、資料の4をご覧ください。

航空法の改正による無人航空機の登録の義務化についてです。近年、ドローンとかラジコン機とか無人航空機の農地利活用が急増しているのですが、無人航空機が関連する事故でしたり、必要な安全性の審査を得ずに無許可で飛行させる事案が頻発しております。このような状況を踏まえて、事故等の原因究明や安全確保上必要な措置を図る上で、無人航空機の所有者情報等把握するしくみを整備するために、航空法というのが改正されて、登録制度が施行されることになりました。この法改正によって、来年の6月以降無人航空機の登録が義務化されて、登録されていない無人航空機を飛行させることができなくなります。

ということで、その受付が12月20日が開始ということを情報提供いただきましたのでお配りしています。詳しくは下を書いてあります「無人航空機 登録ヘルプデスク」こちらにお問い合わせいただければと思います。対象が100グラム以上のドローンとかラジコン機になると思いますので、農薬散布とかに関わる委員さんは関係するのかな、と思っております。よろしくお願いします。

次の8ページに申請方法とか手数料についても少し書いておりますのでご覧ください。

続きまして、配布資料9ページ、資料5、次回の第5回の地区協議会の開催日程の案についてです。次回地区協議会の時に、各地区協議会で決めていただいた1月11日（火）から11月14日（金）の間で設定されております。太字になっているところは、通常と違う時間だったり、いつもと違う場所だったりというところを強調させております。

内容が(1)生産緑地地区の都市計画決定について(2)推進委員等の活動報告について、利用状況調査関係のことについて(3)耕作放棄地再生・利用事業について(対象区農林課が話をします)

また、農地の利活用促進についても意見交換できればと思っておりますのでよろしくお願いします。

有馬主査

令和3年12月の現地調査日程について、説明させていただきます。

今月の許可案件等の受付締切日は、12月15日（水）となっております。

現地調査につきましては、調査の開始時間や集合場所については、許可、申請の状

況を勘案した上で、１２月１５日の夕方に電話で調整させていただきます。

おおまかな調査日程につきましては、第１日目は１２月１６日（木）で午前旧市、午後安芸区、第２日目は１２月１７日（金）で午前安佐北区の可部・安佐地区、午後白木・高陽地区となります。第３日目は１２月２０日（月）で午前安佐南区、午後佐伯区となっております。

許可申請の状況により、開始時間の調整をいたしますので、よろしくお願いいたします。

平木主幹

個人情報の適切な取り扱いについて説明させていただきます。

１１月３０日付けで、農業委員、推進委員のかたに個人情報の適正な取り扱いの徹底について通知をしましたが、そのことについて説明させていただきます。

先日、事務局に委員のかたから農地利用について土地所有者と連絡を取りたいので、電話番号を教えてほしいと依頼がありました。担当者は土地所有者宅に連絡し、出られた家族の方に、委員に電話番号を教えても良いかとお尋ねし、承諾されましたので、担当者は委員に電話番号を連絡しました。

委員はその電話番号を土地所有者の知り合いで、農地利用に関わる第三者に伝え、その方が土地所有者の自宅に連絡をしたところ、別の家族の方から、所有者の承諾なしに、電話番号を教えることは問題ではないかとの苦情があったものです。

農業委員、推進委員の皆さんには、地域の農地利用を進めるための活動にご尽力いただいております、そのために必要となる所有者等の情報も、随時事務局から提供させていただいております、委員さん御自身が個人情報を知り、利用すること自体には全く問題ありませんが、今回は、所有者の知り合いであったとはいえ、結果的に所有者の承諾なしに、第三者に個人情報が伝わってしまったということが、農業委員会法の守秘義務の点から問題があったということで、注意喚起の通知をお送りしたものです。

今回の件は、事務局としても個人情報の利用者の確認不足など反省すべき点がありましたので、農業委員会全体で、改めて個人情報の適正な取り扱いの徹底に努めたいと思います。

ただ、必要な承諾等があれば、個人情報を利用することには全く問題ありませんので、引き続き農地利用に向けた取り組みに御協力いただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

ただいまありました個人情報について、お互いに気をつけていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

これで令和3年第12回総会を終了しますが、その他全体的にご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

では、冒頭にありましたように、利用権設定における下限面積の引下げについて、経済観光局農政課から、説明をお願いします。

経済観光局農政課（以下、「農政課」）

失礼します。広島市農政課の松本です。今日は貴重なお時間をいただきましてどうもありがとうございます。これから説明させていただきますのは、今お配りした農地の利用権設定の下限面積をこの度引き下げることにしたので、その説明と協力をお願いをさせていただきます。隣りにおりますのは、農政課で利用権設定の担当をしております柴村です。以降は柴村から説明させていただきます。

農政課

農政課の柴村と申します。よろしくお願いします。

今お手元に何枚か資料をお配りしたのですが、基本的には表紙の1枚目の資料を基に説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

これから説明いたします利用権設定下限面積引き下げにつきましては、今年の10月28日に農業委員会から市長に提出された「令和4年度広島市農政に関する意見書」の中の「多様な担い手の育成確保について」において「新たに農地を利用する市民を大幅に増加させる観点から提出された内容でございます。

それでは、お配りした資料の1番の目的のところをご覧ください。利用権設定の下限面積引き下げの目的ですが、ここに書いてある通り、読み上げさせていただきます。小面積での就農ニーズに対応し、狭小な一般農地の利活用を促進していくため利用権設定の特例基準を見直し、研修受講済みであることや耕作経験がある、といった要件を満たすことなどを条件として貸借できる農地面積の下限を現行の10アール、1000㎡から、10分の1の1アール、100㎡に引き下げるものです。なお、この利用権設定は市街化区域以外の区域が対象となっております。市街化区域は利用権設定が出来ませんのでよろしくお願いします。

次に2番の変更後の面積要件等をご覧ください。一覧表のところですが、表の見方ですが、表には変更後の要件を記載しております。主に太枠のところを説明させていただきます。表の全体の説明ですが、上の段の横列に利用権設定の一般基準、そして今回説明させていただきます、小規模で新たに就農される場合の特例基準を定義しております。そして左の縦列ですが、要件として3つ挙げております。(1) 効率的に利用し耕作、(2) 従事日数、(3) 下限面積等を記載しております。一番右の吹き出しのところですが、今回の変更点、変更し

た内容を吹き出しで書いております。

では内容の説明をさせていただきます。太枠で囲った特例基準（小規模で新たに就農する場合）をご覧ください。縦に見ていただければと思います。

まず「（１）効率的に利用し耕作」について。これについては全てを効率的に耕作で変更なしです。「（２）従事日数」ここからは変更がございます。従前は、吹き出しのところにも書いています通り１５０日以上を要件としていたのですが、この度、「当該農作業に必要な日数」に変更しました。これは、利用権設定の下限面積を１０アールから１アールに引き下げたことから、例えば週末農業のような、年間１５０日も畑に出ないというような耕作の仕方、農業の仕方にも対応できるように日数を緩和したものです。次に「（３）下限面積等」については、これまで１０アール以上であったものを１アール以上に引き下げました。その要件として２つ、四角で囲ったところに小さく書いてあるのですが、「農地の幹旋が必要な場合」と、「農地の幹旋を伴わない場合」に分けて規定をしております。

最初に、「農地の幹旋が必要な場合」ですが、これについては、二つ中点が書いてあるこのいずれかを満たすことを要件としています。「一定の農業研修を受講している」或いは、いずれかを満たすということで「一定の耕作経験がある」このいずれかを満たすことを要件としております。これまでの要件は農林水産振興センターが行う、先ほど事務局の方から説明がありました、スローライフ研修、スローライフで夢づくり新規就農者研修の受講を要件としていました。先ほど配ったチラシを見ていただいたら書いてあるのですが、スローライフ研修は引き続き「１０アール以上の農地に就農」という事業モデルですので変更はありません。この度の下限面積の引き下げに対応したものではありません。これとは別に、あまり詳細に書いていないので恐縮なのですが、現在、来年度から新たな研修を振興センターとするように企画中です。具体的には土曜日を研修日として、来年度の秋くらいから開始できれば、と考えております。この新たな研修制度の受講者を、今回説明させていただいております下限面積引き下げの特例基準の対象としたい考えです。

次に研修要件以外の要件ですが、二つ目の中点のところですね、「一定の耕作経験がある」ことも認めることとしました。例えば、今、市民農園で耕作しているという人とか、そういったことを要件として認めるようにいたしました。このいずれかを満たすことを要件としております。

次にもう一つ四角で囲っている「農地の幹旋を伴わない場合」、即ち、農家の方、貸し手と借りる方、双方でもう話し合いが出来ていて、特に農地を紹介してもらわなくても借りられるよ、という方は研修等の要件を不要で借りられるようにしております。

以上がこの１枚目の資料の説明なのですが、少し添付資料の説明を簡単にさせていただきます。２枚目が、横書きで利用権設定を受ける場合の基準が裏表に渡って書いてあるのですが、これにつきましては、変更点は先ほど１枚目の資料で説明させていただきましたので省略いたします。

もう1枚めくっていただくと、A4縦で12月から5月までのスケジュールを示したものの、これを添付しております。別添2ということで利用権設定下限面積引き下げにかかる周知等のスケジュール、12月から当面5月までのスケジュールを記したものです。上から2段目を見ていただきたいのですが、4月のところですね、この度説明させていただいた下限面積の引き下げは、次の利用権設定のタイミングの4月1日スタート、4月1日開始分から適用となります。そこで、先ほど説明させていただいた通り、一定の要件研修事項など、一定の要件を課しておりますので、直ちにこの特例基準の新規の利用権設定が多くなされる、という見込みではない状況です。今後、この表の3段目のところですが、今日農業委員会の総会で説明をさせていただいて、その次1月の地区協議会でも説明をさせていただく他、その次の段のところ①市民向けチラシですとか、②農家向けチラシと書いてありますが、市民の方、農家の方にチラシ等々で配布しながらこの制度の促進を図っていく計画でございますのでご協力をよろしくお願いします。

次にこのスケジュールのところ、下から2段目のところに「研修」という項目がありまして、4月から研修生募集、時期未定と書いてあるところです。これは先ほど少し触れました通り、先ほど事務局から説明があったスローライフ研修ではなく、来年度から新たに開始することを企画している、土曜日の研修ですので、また内容が分かり次第別途説明をさせていただきます。スローライフ、ふるさと、チャレンジ女性は今月から研修生募集が始まっておりますので、そちらもよろしくお願いします。ここに書いてあるのは、別の研修のスケジュールです。

最後に、末尾に添付しておりますカラー刷りのチラシをご覧ください。これは現在作成中のものなのですが、農地を借りる市民の方に対するチラシということで作成を進めているものでございます。冒頭、このタイトル下の「はじめに」のところ、農地の保全活用の重要性を記載しております。中段には、1枚目の資料で説明した要件について、少し矢印等々でビジュアル的に見やすくしながら記載しております。

裏面には、チラシの裏面ですが、真ん中のところに「よくあるご質問」という形で、Q&A方式でこのチラシを見られた方が概要を理解していただけるように記しております。

大変駆け足な説明だったのですが、説明は以上でございます。

今後とも、この利用権設定もですが、各種事業の推進にご協力いただけますようよろしくお願いします。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

己斐委員

この市街化区域は対象外というのはどういう意味でしょうか。

農政課

利用権設定は市街化区域では出来ないことになっております。特例がということではなくて、そもそもできないということです。

佐藤委員

今も少し出たのですが、市街化区域は利用権設定ができないというのをパンフレットの中に入れておいてもらったら、借りれる範囲がどの区域というのが分かるので、問い合わせしなくても、「ああ、ここはダメなんだ」というのが分かるので、「市街化を除く」という書き方ではなくて、市街化区域は利用権設定ができないと正確に書いていただけたらと思います。

農政課

誤解が無いように、分かりやすく明示します。ありがとうございます。

議長

その他ございませんか。ありますか。

沼田委員

これは、貸し借りは農業委員会が窓口になるわけですか。

農政課

通常の利用権設定と同じく、市役所、区の農林課が窓口になって、それで農業委員会は総会で決定をしていただきます。通常の利用権設定と同じ流れです。

沼田委員

我々の地域は田舎なので、こういう制度が始まると「100㎡でも借りられる」ということになると、言葉だけが先行して、農業委員会を通さずに闇小作みたいな形で広がるのではないかという懸念があります。色んな懸念があると思いますが、トラブルになった時には市役所が解決していただけるという考え方でよいでしょうか。

農政課

市と農業委員会が一緒になって対応します。

なお、先ほど特例基準の面積の引き下げについて説明しましたが、通常年3回審議していただいている利用権設定の中での基準ですので、仕組み自体はこれまでと同じです。

沼田委員

分かりました。ありがとうございます。

河野芳徳委員

一定の耕作経験があるとは、先ほどの説明であったように、新たに研修の募集を意味しているのだと思いますが、例えば、市民菜園で5区画くらい耕作していて、それを広げたいと、要は臨機応変に相談してくれという解釈で良いのですか。この「一定」というのは非常に曖昧な表現で分かりづらいのですが。

農政課

はい。大変失礼しました。少し説明を省略した2枚目についているA4横の資料の裏面の※印の6番になるのですが、裏の説明の枠外の※の6と書いてあるところですね。まず研修としましたら、私どもの立場で申し上げましたら、農林水産振興センターの研修が一番分かりやすい、目の前に見えているのですが、それ以外にも県が行う研修や、JAが行う研修や、その他、広島市認定農業者の元での研修、それらを挙げております。

次に耕作経験はおっしゃった通りでして、市民菜園ですね、5区画まで借りられる、市民菜園もOKにしておりますし、あと、白木町と安佐町にある市民農園での耕作経験、農家の元で農作業していた、ということを要件としております。

すみません。説明を省略しておりまして、失礼しました。

河野芳徳委員

いえ。分かりました。ありがとうございました。

議 長

その他ございますか。

己斐委員

例えばですね、農業に全然経験が無い人が、土地があるのなら作ってみようかな、ということはダメということですか。

農政課

あまりダメ、ダメと言いたくないのですが、全くの無経験者が土地を世話してくれというのはダメにしています。

議 長

その他ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

また何か問題がございましたら、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

次回の総会は、令和4年1月5日（水）午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定ですのでよろしくお願いします。

また、総会終了後は研修会が同じ建物の5階講堂でありますので、よろしくお願いします。

それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

はい。大変皆様お疲れ様でございました。

年末も段々迫ってまいりますけれども、寒さ厳しくなっております。健康には十分注意されまして、また新しい年を迎えられたらと思います。

どうも本日はお疲れ様でした。